

原町二本松線CM業務委託（道整・再復）

特記仕様書（案）

第1条 目的

本業務は、原町二本松線長泥1工区外2工区における道路改築事業の施行にあたり、基本計画段階、設計段階、用地補償段階における事業監理支援のための各種マネジメント業務を行うことを目的とする。

第2条 業務の場所

- ・原町二本松線 長泥1工区
 - ・原町二本松線 長泥2工区
 - ・原町二本松線 長泥3工区
- （別紙、「業務位置図」のとおり）

第3条 業務内容及び概要

業務については、CM業務共通仕様書、福島県版道路CM業務円滑化ガイドラインに記載されている内容について、下記の段階毎に業務を行う。

- ① 基本計画段階
- ② 設計段階
- ③ 用地補償段階

なお、現時点で想定している業務内容を別表1「業務内容表」、別表2「業務工程表」に示す。

第4条 用地補償段階における業務

CM業務受注者は、発注者と連携等して、主に下記の業務を行うものとする。

なお、事業の進捗等に伴い生じた下記以外の業務については、発注者とCM業務受注者が協議の上、必要に応じてCMRへ委任できるものとする。

（1）用地交渉スケジュールや交渉方針の検討、策定

CM業務受注者は、発注者が示す制約条件や基本計画等に基づき、用地交渉スケジュールや交渉方針を策定するものとする。

また、設計の各段階における、用地交渉の進捗状況に応じ、定期的に状況を確認し、調整を行うとともに必要に応じてスケジュール等を見直すものとする。

（2）用地交渉、各種立ち会いや聴き取り等への参加

CM業務受注者は、発注者が行う用地交渉、土地境界測量などに伴う立ち会い及び土地所有者などに対する聴き取り等について、支援するものとする。

（3）各種図面等の作成

CM業務受注者は、発注者の指示等により、用地交渉等に必要な各種図面等を作成するものとする。

（4）打合せ記録簿等の作成、管理

CM業務受注者は、発注者の指示等により、用地交渉等に必要な打合せ記録簿等を作成するとともに、適切に管理するものとする。

また、用地取得状況を示す管理図を作成するとともに、権利者等からの機能補償等に関する意見等を計画図上に記載して対応状況を管理するものとする。

第5条 CMR（企業体：コンストラクション・マネジメント）に委任する業務

発注者は福島県土木部工事監督員執務要綱による監督行為の一部を、管理技術者及び担当技術者から組織されるCMRに委任する。

なお、監督に係る最終判断は監督員を含めた発注者が行う。

第6条 CMRが実施する業務

CMRは次の事項を実施しなければならない。

- (1) CM方式対象工事に係る設計の検討等を含め、各段階における工程及び予算、技術面における事業監理の支援等を実施すること。
- (2) 設計者に対する総合的な調整・監理を実施すること。
- (3) 設計者からの求めがあったときは、必要な事項について監督員と協議すること。
- (4) 用地CMについては、福島県版道路CM業務円滑化ガイドラインに基づいて、関係機関調整、設計・用地測量の監理、用地調査との調整等を実施すること。

第7条 打合せ

打合せ時期及び回数は以下のとおりとし、管理技術者が出席することを原則とする。

- ①業務着手前 1回
- ②業務中間時（中間業務報告） 2週間に1回
- ③成果品納入時 1回
- ④その他、発注者が必要と認めた時

なお、中間業務報告時には、日々の業務状況を報告する。

第8条 業務の対象及び体制

- (1) 本業務の対象事業は、下記のとおりとし個別事業の詳細については別途指示する。（機能補償等の附帯事業を含む）

路河川名	工区名	事業名	備考
原町二本松線	長泥1工区	道路改築事業	現道拡幅（予定） 帰還困難区域内
原町二本松線	長泥2工区	道路改築事業	現道拡幅（予定） 帰還困難区域内
原町二本松線	長泥3工区	道路改築事業	現道拡幅（予定） 帰還困難区域内

- (2) 本業務の遂行に必要な人数の担当技術者を配置し、担当技術者は、本業務の配置期間全期間にわたって他の業務（発注者を問わない）に従事せず、当該業務にのみ従事させること。
- (3) 関係機関等より協議等を求められた場合などで、同時間に重複する業務が発生した場合は、同時に業務ができる体制を整え実施するものとする。
- (4) 管理技術者及び担当技術者は、契約締結後7日以内から履行期限まで、福島県相双建設事務所（南相馬市）近傍に事務所を確保し、常駐して業務を行うものとする。
- ただし、特別な理由がある場合は、別途、発注者と協議すること。
- (5) 管理技術者は、発注者及びCM受注者が協議して、常駐期間中における他の業務に伴う不在期間の上限を年度毎に設定するものとし、その上限の範囲内で発注者の承諾をその都度得て不在にできるものとする。
- ただし、CM受注者が管理技術者の専任を提案した場合は本規定を適用しない。
- (6) 休暇、早退、遅刻等を行う場合は、事前に監督員に報告すること。
- (7) 本業務は原則、契約変更は行わないものとするが、第13条に該当する場合はこの限りではない。

第9条 積算基地

本業務における積算上の基地（以下、積算基地）の取扱いについて、通勤等に要する旅費交通費算出のための積算基地は、担当技術者毎に設定し、必要に応じて変更する。

第10条 成果品

- (1) 本業務は、業務計画書にしたがって以下の資料を含む成果品を発注者に提出する。
- ・業務中にマネジメントした事項の目的、経緯、結果等がわかる資料
 - ・その他発注者が必要と認めるもの。
- (2) 成果品の部数は以下の通りとする。
- ・電子成果品（電子媒体（CD-R）、内1部は製本版に添付） 2部
 - ・製本版（ファイル綴じ）成果品（A4判、報告書、図面折込） 1部
- (3) 電子成果品に当たっては福島県が策定した「福島県電子納品ガイドライン（案）」に基づき電子データを作成し、ウイルス対策を実施した上で納品すること。

第11条 行政情報流出防止対策の強化

- (1) CM業務受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- (2) CM業務受注者は、共通仕様書に定める「行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- (3) 発注者はCM業務受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第12条 秘密の保持

CM業務受注者は本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可無く他に公表や貸与してはならない。

第13条 契約内容の変更

契約内容の変更については、業務の実施体制を変更する必要がある場合に、発注者とCM業務受注者の協議により行うものとする。

なお、賃金等の変動に伴い業務委託料に変更が必要な場合については、発注者とCM業務受注者の協議により変更できるものとする。

第14条 技術者の変更

管理技術者及び担当技術者は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き変更できない。

ただし、下記条件を全て満たす場合は発注者とCM業務受注者の協議により変更できるものとする。

- (1) 変更する技術者について、変更前の技術者と同等以上の資格・実績等を有していること。ここでいう「技術者と同等以上の資格・実績等を有する者」とは以下①及び②の資格・実績等を言う。

ただし、公募型プロポーザル方式募集要領に基づき、配置技術者業務実績表（様式6-1～2）を作成した技術者については、プロポーザル審査時に評価対象とした資格・実績と同等以上とする。

① 土木担当技術者

- ア) 技術士資格は総合技術監理部門又は建設部門のうち下記の表-1に示す科目を有する者
- イ) シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格は下記の表-2に示す資格を有する者
- ウ) 公共工事品質確保技術者(I)を有する者
- エ) 公共工事品質確保技術者(II)を有する者
- オ) 公共工事の受注者として道路設計業務の技術的実務経験を10年以上有する者
- カ) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者
- キ) CM(コンストラクション・マネジメント)業務、PM(プロジェクト・マネジメント)業務、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)業務、事業監理(事業促進PPP)業務、発注者支援業務の技術的実務経験を5年以上有する者

表-1 (技術士)

部門	科目	対象
建設 (総合技術監理)	土質及び基礎 (建設－土質及び基礎)	○
	鋼構造及びコンクリート (建設－鋼構造及びコンクリート)	○
	都市及び地方計画 (建設－都市及び地方計画)	○
	河川、砂防及び海岸・海洋 (建設－河川、砂防及び海岸・海洋)	○
	道路 (建設－道路)	○
	トンネル (建設－トンネル)	○
	施工計画、施工設備及び積算 (建設－施工計画、施工設備及び積算)	○
	建設環境 (建設－建設環境)	○

表-2 (RCCM)

専門技術部門	対象
河川、砂防及び海岸・海洋	○
道路	○
都市計画及び地方計画	○
土質及び基礎	○
鋼構造及びコンクリート	○
トンネル	○
施工計画、施工設備及び積算	○
建設環境	○

② 用地担当者

ア) 補償業務管理士 (部門は問わない)

イ) 公共工事の受注者として10年以上の補償コンサルタント業務経験を有する者

ウ) 公共工事の発注者として10年以上の用地実務経験を有する者

(2) 発注者が認めた者であること。

(3) 技術者の変更協議が、変更日の2ヵ月前までに行われていること。

第15条 事務所内立入許可証

(1) CM業務受注者は、発注者施設内で業務を行う場合は、監督員に発注者施設内で業務を行う担当技術者の氏名、その期間などを報告し、事務所内立入許可証発行の確認を受けなければならない。

(2) 発注者施設内で業務を行う担当技術者は、前項に基づき発注者が交付する事務所

内立入許可証を携帯し業務に当たらなければならない。

CM業務委託		写 真
事務所内立入許可証		
受注者名		
担当技術者氏名		
委託業務番号 第 - - 号		
使用期間 R . . . ~ R . . .		
事務所長許可印 ○○○建設事務所長 印		

第16条 提出書類の様式

- (1) CM業務受注者は、共通仕様書（業務委託編）に定める様式により書類を提出しなければならない。
- (2) なお、CM業務受注者が担当する委託業務において、設計者と書類を交わす際は、業務打合せ簿（様式-10(CM用))、打合せ記録簿（様式-27(CM用))を使用すること。

第17条 中立公平性

CM業務受注者及びCM業務受注者と資本、人事面等において関連があると認められる者は、当該CM方式対象事業に係る測量及び調査、設計の入札に参加し、又は受注者となること（下請及び設計共同体等の構成員となること）ができないものとする。

第18条 新型コロナウイルス感染症等に関する作業の対応について

- (1) 本業務において、感染症の感染拡大防止を図るため、業務の実態に応じた感染拡大防止対策を業務計画書に記載し、遵守しなければならない。

第19条 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、本特記仕様書に従うほか、本特記仕様書に定めのないものについては、福島県土木部が定めるCM業務共通仕様書及び共通仕様書（業務委託編）を遵守する。

本特記仕様書、CM業務共通仕様書及び共通仕様書（業務委託編）に定めのない事項又は本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

- (2) 本業務は第3条によるが、別途発注予定の発注者支援業務との業務分担については、各業務の契約後に発注者とCM業務受注者の協議により決定するものとする。
- (3) CM業務受注者は、関連するCM業務のCM業務受注者と相互協力し、業務を実施しなければならない。

ここでいう関連するCM業務とは、以下の業務をいう。

- ・国道399号CM業務委託（道整・再復）
- ・26-41370-0064 国道114号CM業務委託（道整・再復）
- ・26-41370-0065 浪江国見線CM業務委託（道改・改良）

(4) 成果品の著作権（版権）はすべて発注者に帰属するものとする。

(5) 業務着手後、技術提案内容の履行状況を確認するため、「第7条 打合せ」の中間業務報告としてCM業務記録の提出を求める。

なお、業務記録作成にかかる費用はCM業務受注者の負担とする

(6) 本業務の実施場所等については、以下のとおりとする。

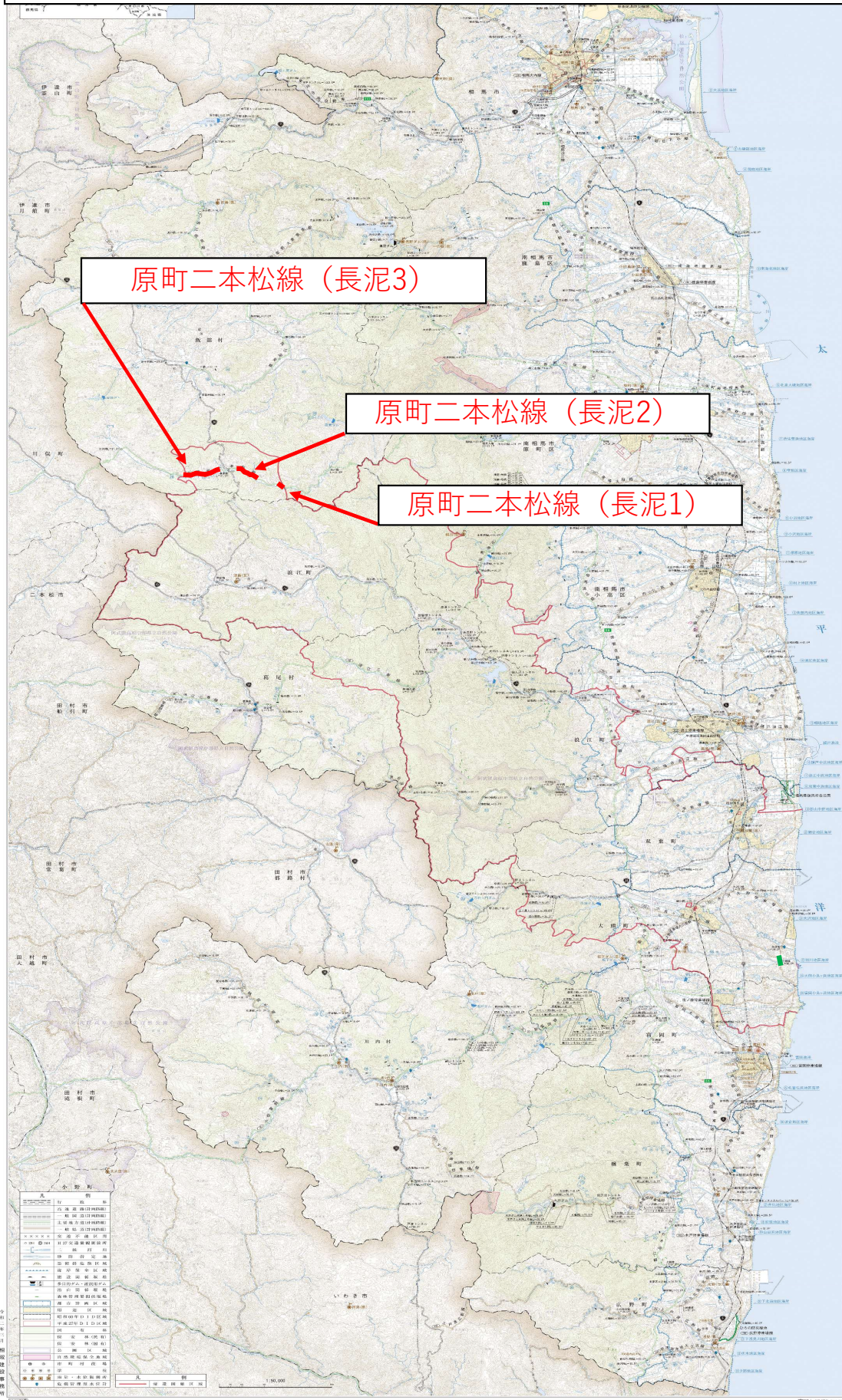
- 1) 執務室は、福島県相双建設事務所近傍に事務所を確保すること。
- 2) 作業服、安全帽、安全靴等常時身につけるものは、受注者が用意すること。
- 3) 机、椅子は、受注者が用意すること。
- 4) 事務用品は受注者が用意すること。
- 5) 業務に必要なパソコン等は受注者が用意すること。

様式 - 27 (CM用)

打 合 せ 記 録 簿

第 回										項	/
発注者側	担当 部長	担当 課長	担当(主任) 主査	監督員	CM 担当	管理 技術者	担当 技術者	受注者側	管理(主任) 技術者	担当技術者	
事務所名								受注者			
委託業務の 名称								整理番号			
出席者	発注者側							場 所			
								日 時			
	受注者側							打合せ 方式	会議 ・ 電話 ・		
									()		

原町二本松線 C M 業務委託箇所 (3 工区)



別表1「業務内容表」(特記仕様書第3条関連)

原町二本松線・長泥1工区外2工区

業務内容	CM業務 共通仕様書	令和8 年度	令和9 年度
CM業務共通仕様書第1条から第11条は必須			
1 基本計画段階			
制約条件の確認	第12条	○	○
上位計画の確認	第13条	○	○
基礎調査結果の確認	第14条	○	○
許認可に関わる事前協議の支援	第15条	○	○
基本計画の確認	第16条	○	○
全体工程計画の検討	第17条	○	○
事業全体予算の検討	第18条	○	○
2 設計段階(設計発注計画を含む)			
発注設計区間の検討	第19条	○	○
予算の提案	第20条	○	○
関係機関調整資料の検討	第21条	○	○
地元協議・住民説明資料作成	第22条	○	○
設計業務内容の検討	第23条	○	○
特記仕様書の作成	第24条	○	○
積算資料の作成	第25条	○	○
(調達支援)			
入札・契約方式の検討(設計者選定方法の検討)	第26条	○	○
設計者選定工程の検討	第27条	○	○
設計者選定資料(入札図書等)の作成	第28条	○	○
現場説明の開催支援・質疑回答のとりまとめ	第29条	○	○
参加企業の評価	第30条	○	○
技術提案の評価	第31条	○	○
設計者特定資料の作成	第32条	○	○
契約図書の作成	第33条	○	○
(設計業務監理)			
業務計画書/照査計画書の確認	第34条	○	○
全体設計計画の確認	第35条	○	○
設計条件の確認	第36条	○	○
技術提案の評価	第37条	○	○
VE提案の評価	第38条	○	○
設計修正方針への助言	第39条	○	○
比較設計の検討	第40条	○	○
設計変更事項の検討	第41条	○	○
設計変更に係わる協議支援	第42条	○	○
工程の把握	第43条	○	○
全体工程の確認	第44条	○	○
設計成果の確認	第45条	○	○
設計成績の評価資料の作成	第46条	○	○
(設計者間調整)			
設計業務間の調整案の提案	第47条	○	○
設計者との打合せ・協議	第48条	○	○
許認可に関わる協議・申請資料の作成	第49条	○	○
3 用地補償段階 ※福島県版道路CM業務円滑化ガイドライン			
(地権者等調査段階)			
権利者調査委託管理		○	○
(用地取得調整段階)			
関係機関調整		○	○
第三者の為にする契約、法定外公共物の調整			○
設計・用地測量等の管理			○
(用地買収段階)			
用地補償総合技術業務委託の進捗管理			○
用地買収状況の管理			○
用地取得状況・工事進捗の相互調整			○
地元説明会及び用地交渉補助			○

別表2「業務工程表」

①原町二本松線(長泥1)

事業箇所 相馬郡飯館村長泥地内

事業概要 改良舗装工 L=500m、W=6.0(8.0)m

	内容	年度 事業費(億円)	令和8年度	令和9年度
長泥1工区	調査設計	基本計画		
	調査設計	設計業務管理		
	用地	関係機関との協議等		

②原町二本松線(長泥2)

事業箇所 相馬郡飯館村長泥地内

事業概要 改良舗装工 L=1,000m、W=6.0(8.0)m

	内容	年度 事業費(億円)	令和8年度	令和9年度
長泥2工区	調査設計	基本計画		
	調査設計	設計業務管理		
	用地	関係機関との協議等		

③原町二本松線(長泥3)

事業箇所 相馬郡飯館村長泥地内

事業概要 改良舗装工 L=1,800m、W=6.0(8.0)m

	内容	年度 事業費(億円)	令和8年度	令和9年度
長泥3工区	調査設計	基本計画		
	調査設計	設計業務管理		
	用地	関係機関との協議等		